



茨城県報

第 1 1 5 9 号

平成12年 5 月15日

月 曜 日

目 次

規 則

ページ

茨城県立農業大学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（農政企画課） 2

告 示

使用料の徴収事務の委託（職員課） 2

町及び字の区域の変更（地方課） 2

字の区域の変更及び設定（2件）（地方課） 3

指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者の事業の変更（高齢福祉課） 13

漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅（漁政課） 14

定款変更の認可（3件）（農村計画課） 15

道路の区域の変更（道路維持課） 15

道路の供用の開始（2件）（道路維持課） 15

電線共同溝を整備すべき道路の指定（道路維持課） 16

土地区画整理組合の設立の認可（都市整備課） 16

土地区画整理組合の定款の変更の認可（都市計画課） 16

土地区画整理組合の事業計画の変更の認可（都市整備課） 17

土地区画整理組合の定款及び事業計画の変更の認可（2件）（都市整備課） 17

（大規模小売店舗審議会）

第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示（4件） 18

公 告

茨城県公文書の開示に関する条例の運用状況（総務課） 20

特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告（2件）（生活文化課） 21

漁船損害等保障法施行令に基づく発起届（漁政課） 22

開発行為の工事完了（2件）（建築指導課） 22

道路の位置の指定（建築指導課） 23

（警 察 本 部）

落札者等の公示 23

（監 査 委 員）

定期監査の公表 24

財政的援助団体等の監査の公表 26

正 誤

平成12年 4 月27日付け茨城県報第1155号中 27

規 則

茨城県規則第159号

茨城県立農業高等学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成12年 5 月15日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県立農業高等学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

茨城県立農業高等学校の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和59年茨城県規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「定めるもの」を「定める者」に、「掲げるもの」を「掲げる者」に改める。

第7条第1項第2号中「高等学校」の次に「又は中等教育学校」を加え、「または」を「又は」に改め、同条第2項第3号を削る。

第8条第1項中「研究科に入学しようとする者については口述試験。」を削り、同条第2項中「高等学校又は社団法人日本国民高等学校協会日本農業実践学園高等科」を「高等学校若しくは中等教育学校又は社団法人日本国民高等学校協会日本農業実践学園高等科（以下「高等学校等」という。）」に改め、「当該」を削る。

第20条第1項及び第26条第1項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

茨城県告示第633号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり茨城県出先機関職員宿泊所「やかた荘」（下館市二木成615）に係る料金の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により公表する。

平成12年 5 月15日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 受 託 者 茨城県庁生活協同組合
- 2 受託に係る料金 茨城県出先機関職員宿泊所管理運営要項に基づく料金
- 3 委 託 の 期 間 平成12年 4 月 1 日から平成13年 3 月31日まで

茨城県告示第634号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により高萩市長から土地区画整理事業に伴い、同市内の町及び字の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があった。

なお、この届出に係る字の区域の変更の効力は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から生ずるものである。

平成12年 5 月15日

茨城県知事 橋 本 昌

本町 1 丁目に変更する区域

- 本町 2 丁目 77の 1 の一部, 77の 2 の一部, 78の 1 の一部, 79の 1 の一部, 81の 1 の一部, 82の一部, 96の 2 の一部, 96の 3
- 大字高萩字北川 17の 1, 21の 1, 22, 23, 24の 1 から24の 4 まで, 25の 7 から25の 9 まで, 27の 4, 42の 2
- 同 字宮後 43の 1, 43の 2, 54の 3
- 大字安良川字北沢 1003
- 及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の全部

本町 2 丁目に変更する区域

- 本町 1 丁目 69の 1, 140の一部, 148の 1 の一部, 148の 2, 148の 3 の一部, 148の 5 の一部, 148の 6 の一部, 149の一部, 149の 1 の一部, 150の一部, 150の 1, 151, 151の 1
- 本町 3 丁目 47の一部, 47の 1, 53の一部, 53の 1 の一部, 60の 1 の一部, 61の 1 の一部
- 大字高萩字北山王 1521の 1
- 及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の全部

本町 3 丁目に変更する区域

- 本町 4 丁目 74, 75の 1, 75の 2, 76, 77の 1, 77の 2, 78の一部, 79の 1 の一部, 79の 2 の一部, 81の 1 の一部, 81の 2 の一部, 82の 1 の一部, 83の 1 から83の 3 まで, 84, 85, 86の 1 から86の 3 まで, 87の 1, 87の 2, 88, 89, 90の 1 から90の 3 まで, 90の 5, 90の 6, 91の 1, 91の 2 の一部, 91の 3, 91の 4, 91の 5 から91の 7 までの各一部, 91の 8, 91の 9, 131の 2 の一部, 132の 1 から132の 3 までの各一部
- 大字高萩字山王下 1242から1245まで, 1246の 1 から1246の 4 まで, 1247の 1 の一部, 1247の 2 の一部, 1249の 1 の一部, 1250の一部, 1251の一部, 1252, 1253の一部, 1254の一部, 1255の 1 から1255の 3 まで, 1256の一部
- 及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の一部

本町 4 丁目に変更する区域

- 大字高戸字原田 3 の 2, 3 の 6, 3 の11, 3 の13
- 大字高萩字山王下 1247の 1 の一部, 1247の 2 の一部, 1249の 1 の一部, 1249の 2, 1250の一部, 1251の一部, 1253の一部, 1254の一部, 1256の一部, 1257, 1259
- 同 字込田 1260, 1261, 1262の 1, 1262の 2, 1263から1281まで, 1281の 1, 1282の 2, 1282の 6, 1287の 7, 1283の 2 から1283の 5 まで, 1283の 7, 1283の10, 1283の11, 1283の14, 1284の 1, 1284の 2, 1284の 4, 1284の 6 から1284の 8 まで, 1285の 1, 1285の 2, 1286から1297 まで
- 及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の一部

茨城県告示第635号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第260条第 1 項の規定により鉾田町長から土地改良事業に伴い, 同町内の字の区域の一部を次のとおり変更及び設定する旨の届出があった。

なお, この届出に係る字の区域の変更及び設定の効力は, 土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第54条第 4 項の規定による換地処分公告があった日の翌日から生ずるものである。

平成12年 5月15日

大字駒木根字甫浦に変更する区域

大字駒木根字川向 216

同 字掛目 227から230までの各一部

大字徳宿字橋本 747

同 字長土路 744の2の一部, 744の4の一部, 745の1

同 字後谷津 748の1

同 字後谷津中 749の一部

同 字長渡路 750の1, 750の2, 751の1の一部, 751の2の一部

同 字大清水 752の一部

同 字後谷中 754から756までの各一部

同 字谷中 756の1, 1231の一部, 1232の一部, 1233の1, 1234の1から1234の3まで, 1265, 1266の1の一部, 1267の一部, 1276の一部, 1277の一部, 1278の1, 1279の2の一部, 1279の3, 1280の1の一部, 1280の2, 1281の1の一部, 1282の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の全部

大字駒木根字掛目に変更する区域

大字駒木根字大作下 253から256までの各一部

大字徳宿字関戸 2004の1の一部, 2005の1の一部, 2006の1の一部, 2007の1の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の全部

大字駒木根字大作下に変更する区域

大字徳宿字関戸 2007の1の一部, 2009の1の一部, 2010の1の一部, 2012の2の一部, 2013の1の一部

及びこれらの区域に隣接する道路, 水路である国有地の全部

大字徳宿字谷中に変更する区域

大字徳宿字長土路 744の2の一部, 744の4の一部

同 字後谷津中 749の一部

同 字長渡路 751の1の一部, 751の2の一部

同 字大清水 752の一部, 753, 757から759まで, 759の1, 1226, 1227

同 字後谷中 754から756までの各一部

同 字山王下 1273, 1274の1, 1275, 1284の1, 1284の2, 1286の1, 1286の2, 1302の一部, 1304の1から1304の3まで

同 字関戸 1298の1, 1298の2, 1299の一部, 1300の一部, 1301の2の一部, 1301の3の一部

大字駒木根字甫浦 224の一部, 225

同 字掛目 226の一部, 227の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の全部

大字徳宿字関戸に変更する区域

大字徳宿字山王下 1302の一部

同 字大作 2314の1の一部, 2317の一部

大字駒木根字掛目 226の一部, 227の一部, 238の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の一部

大字徳宿字エリハザマに設定する区域

大字徳宿字エリハサマ仲町 1516, 1518から1522まで

及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部

大字徳宿字渡戸に変更する区域

大字徳宿字石川	1523の3, 1524, 1529, 1530, 1530の1, 1531, 1532, 1532の1, 1533から1539まで, 1539の1, 1540から1552まで, $\left. \begin{matrix} 1553 \\ 1554 \end{matrix} \right\}$, 1555, 1556
同 字石川境町	1526
同 字石川堺ノ町	1527, 1527の1
同 字石川堺之町	1528の1, 1528の2
同 字渡戸橋本	1592の1, 1592の2
大字縦山字真見穴	653の3, 654の2, 655

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

大字徳宿字星谷に変更する区域

大字徳宿字長沼	1710の一部
---------	---------

大字徳宿字長沼に変更する区域

大字徳宿字星谷	1711の一部, 1712の一部
---------	------------------

大字徳宿字小林に変更する区域

大字徳宿字小林中	1755の1
同 字下星谷	1769の一部, 1770の一部

大字徳宿字下星谷に変更する区域

大字徳宿字小林	1756の一部
同 字星谷	1759の2, 1759の3
同 字團子田	1768
同 字下星谷北根発区	1772から1774まで, 1777, 1785の2, 1793
同 字下星谷南入江	1775, 1789

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

大字徳宿字大作に変更する区域

大字徳宿字関戸	2016の1の一部
大字駒木根字大作下	268から273までの各一部, 274, 275の一部, 276の一部, 277

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部

大字徳宿字山下に変更する区域

大字徳宿字関戸	2019の1, 2019の2の一部, 2019の3の一部, 2020の一部
---------	---------------------------------------

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部

並びに大字徳宿字稲子沢2308の地先の道路、水路である国有地の一部

大字徳宿字稲子沢に変更する区域

大字徳宿字山下	2035の一部
同 字大作	2312の1の一部, 2312の2の一部, 2313の1の一部, 2313の2の一部, 2385から2391までの各一部
同 字塚下	2471の1, 2554, 2556の1, 2557から2560まで
同 字稲子沢畑下	2473, 2474, 2531, 2532
同 字山後	2536の1の一部, 2536の2の一部
同 字井坂	2550の一部, 2551, 2551の1

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部

大字徳宿字稲荷山下に変更する区域

大字徳宿字山下	2036から2038までの各一部、2039の1の一部、2039の2の一部、2040の一部、2041の一部、2157から2161まで、2163から2168まで
同 字稲荷下	2098、2098の2
同 字廿四ツ	2169の一部、2170の1の一部、2177の2の一部、2178から2180までの各一部、2192から2195までの各一部、2201の一部、2202の一部
同 字鎌田	2203から2205までの各一部、2206の2、2207の2、2208の2、2209の2、2210の2、2219の2、2220の2、2221の2、2222の2、2231の2の一部
同 字下星谷	2232から2234までの各一部
同 字稲子沢	2282の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

大字徳宿字廿四ツに変更する区域

大字徳宿字稲荷山下	2169の2の一部
同 字鎌田	2203から2205までの各一部
同 字稲子沢	2279から2282までの各一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

大字徳宿字鎌田に変更する区域

大字徳宿字下星谷	2232の一部、2237の2
----------	----------------

及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部

大字徳宿字山後に変更する区域

大字徳宿字扇田	2539、2567
同 字井坂	2549、2550の一部
同 字チコケ	2568
同 字一ノ久保	2569、2570、2571
同 字金後	2572から2575まで
同 字ちふけ	2576
同 字当金川合	2577の1、2577の2、2578、2578の1
同 字当金岡田	2579の1の一部、2579の2の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

大字徳宿字竹山下に変更する区域

大字徳宿字当金岡田	2579の1の一部、2579の2の一部
同 字畑下当金	2583
同 字石掛ケ	2584、2586
同 字石掛	2585
同 字十郎	2587、2592、2592の1、2595、2595の1、2595の2、2619
同 字向根畑	2593、2593の1
同 字羽向	2620
同 字橋本	2631
同 字古栲田	2632、2632の1、2633

大字徳宿字北ノ下	2635, 2636, 2647
同 字矢島	2637の 1, 2638の 1, 2639
同 字柳下	2648
同 字孫右工門田	2649, 2649の 1
同 字勝田	2650, 2650の 1
同 字種井端	2651, 2652
同 字山下	2653, 2654, 2657, 2659, 2660, 2660の 1, 2661
同 字山下関場	2658

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

大字徳宿字屋敷下に変更する区域

大字徳宿字坂下	2809, 2810の 1, 2811の 3
同 字屋敷向	2812の 1
同 字古屋敷向	2868の 1, 2875
同 字古門関場	2869
同 字古門	2870, 2870の 1, 2871から2873まで
同 字古屋敷下	2874, 2881の 1, 2881の 3, 2882の 1 の一部, 2882の 2 の一部
同 字廣町	2876, 2880の 1
同 字古屋敷	2878の一部
同 字古屋敷下向	2883
同 上ノ町	2886, 2887の一部
同 字神田向	2929の一部, 2930, 2931の一部, 2932, 2933の一部
同 字枝谷	2935の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

大字徳宿枝谷に変更する区域

大字徳宿字古屋敷	2878の一部, 2945
同 字屋敷下	2879の一部
同 字古屋敷下	2882の 1 の一部, 2882の 2 の一部
同 字神田向	2931の一部, 2933の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

大字徳宿字上ノ町に変更する区域

大字徳宿字先上	2895, 2923
同 字溜下	2914の一部, 2919の一部, 2920の一部
同 字額相	2992の 4, 2992の 5
同 字神田向	2929の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

~~~~~

#### 茨城県告示第636号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第 1 項の規定により銚田町長から土地改良事業に伴い、同町内の字の区域の一部を次のとおり変更及び設定する旨の届出があった。

なお、この届出に係る字の区域の変更及び設定の効力は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第 4 項の規

定による換地処分の公告があった日の翌日から生ずるものである。

平成12年 5月15日

茨城県知事 橋 本 昌

大字紅葉字長町に変更する区域

大字上合字島 295の 3, 396の 2  
 同 字六反 398, 399の 2, 415の 2, 416  
 同 字マアライ 417の 1  
 同 字馬洗 418の 2, 434の 3, 434の 4  
 同 字仲田 435の 2, 436の 2

大字紅葉字嘉喜茂知 41の 4, 41の 5

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部

大字紅葉字新川岸に変更する区域

大字紅葉字嘉喜茂知 27の 5, 28の 1, 28の 2, 29から32まで, 33の 1, 35の 3, 36の 1, 37から39まで, 40の 1, 40の 2, 41の 3  
 同 字井戸尻 42の 1, 42の 2, 43, 44, 45の 1, 46の 3, 48の 1, 49から51まで, 52の 1, 52の 2  
 同 字道下 742の 1, 742の 2, 743の 1, 744, 746の 1, 966の 1, 966の 2, 967の 1, 967の 2, 968の 1, 973の 2, 974の 4, 975の 2  
 同 字長町 53の 2, 56の 2, 58の 2, 60の 2, 734の 2, 741の 2, 739の 3, 740の 3

大字大和田字峰下 311の 1, 312から315まで, 316の 3

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部

大字大和田字門田に変更する区域

大字大和田字穴田 407から410まで

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部

大字大和田字峰下に変更する区域

大字大和田字下根以 277の 1, 278の 1, 285の 1, 286, 287, 296の 1, 299の 1

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部

大字大和田字明神下に変更する区域

大字大和田字神田 235の 1, 238の 1, 239, 245の 1, 246の 1, 246の 2, 247, 248, 249の 1  
 同 字川添 259の 1, 260, 261の 1, 262の 1, 264の 1, 265の 1, 266, 267の 1  
 同 字下根以 268の 1, 268の 2, 269の 1, 271の 3, 272

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部

大字大和田字長町に変更する区域

大字大和田字大道添 188の 1, 189, 190, 191の 1, 193の 1, 193の 2, 194の 1  
 同 字茂太夫 199の 1, 200, 202の 1, 203  
 同 字姥保久 204から208まで, 209の 1, 210の 1, 211から215まで

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部

大字大和田字町田に変更する区域

大字大和田字川岸内 128の 1, 129の 1, 131の 1, 132の 1, 133の 1, 134, 135, 136の 1, 137の 1

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

大字大和田字三斗蒔に変更する区域



大字大和田字明神前 1022の1, 1023, 1025の1, 1026の1

及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の一部

大字大和田字寺下に設定する区域

大字大和田字堂下 48から51まで, 52の1

同 字鍋久保 68の2, 69の1, 69の2, 70から73まで

同 字下の町 74から76 - 2まで, 77の1, 78の3, 81の3, 82の1, 83, 84

同 字四百町 85から88まで, 89の1, 89の2, 90の2, 91の2, 92の1, 92の2, 93から96まで, 97の1, 97の2, 98の1, 98の2, 99の1, 101の1, 101の2, 102の1, 102の2

大字大和田字須賀後 103, 104, 105の1, 106, 107, 108の1, 109の3

大字下吉影字窪前 451の2, 451の3

及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の一部

大字大和田字須賀後に変更する区域

大字大和田字下の町 77の3, 78の1, 79, 80の1, 81の1

同 字松葉 110から121まで

同 字堀田 122から127まで

及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の全部

大字大和田字新堤に変更する区域

大字上富田字山下 634から637まで

同 字新堤 638

及びこれらの区域に隣接する道路, 水路である国有地の一部

大字上富田字沢田に変更する区域

大字上富田字根扇 42から47まで, 48の1, 54から58まで

同 字早稲田 99の1, 99の2, 100から104まで, 105の1から105の3まで, 106, 107, 108の1, 108の2

同 字カラメ 109の1, 109の2, 110から114まで, 115の1, 116の1, 117の1, 118の1, 121の3, 121の4

大字下吉影字からめ 296の4, 296の5, 297の2, 301の2, 320の5から320の7まで

及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の全部

大字上富田字横田に変更する区域

大字上富田字苗代場 71から73まで, 74の1, 74の2, 75の1, 81の1, 82, 83

同 字塚田 84から87まで, 88の1, 88の2, 89の1, 89の2, 90から97まで, 98の1, 98の2

大字大和田字鍋久保 53の1, 53の2, 54から57まで, 58

大字下吉影字ハヌキ田 359の3, 359の4, 360の2, 367の2, 368の2

及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の一部

大字上富田字堂下に変更する区域

大字大和田字堂下 43の1, 44から47まで

同 字鍋久保 59から65まで, 66の1, 66の2, 67の3, 67の4

及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の全部

大字上富田字稲後に変更する区域

大字上富田字石橋 4

|           |                                 |
|-----------|---------------------------------|
| 大字上富田字ヲソ田 | 5 から 7 まで                       |
| 同 字入稲後    | 8                               |
| 同 字馬堤     | 16                              |
| 同 字苗代場    | 75の 2 , 75の 4 , 76から79まで, 80の 1 |

大字大和田字堂下 40 - 1 , 40 - 2 , 41 , 42の 1

及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の一部

#### 大字上富田字石橋に変更する区域

|          |          |
|----------|----------|
| 大字大和田字新堤 | 11から18まで |
| 同 字石橋    | 19から23まで |

大字上富田字矢口 632の一部, 633の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の全部

#### 大字上富田字北沢に変更する区域

大字上富田字矢口 632の一部, 633の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の一部

#### 大字上富田字山沢に変更する区域

大字上富田字沢田 17の 2 , 18の 1

同 字小堤 345の 1

同 字大山沢 346

同 字中山沢 347, 348, 350, 351

同 字山沢ノ上 349

同 字上山沢 385, 386

大字下富田字山沢 383から387まで, 389から391まで, 393の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の全部

#### 大字下富田字山沢に変更する区域

大字上富田字上山沢 387

及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部

#### 大字菅野谷字新道下に設定する区域

大字菅野谷字長左工門田 1 , 10,  $\left. \begin{matrix} 12 \\ 13 \\ 15 \end{matrix} \right)$

同 字三工合 2 , 3

同 字新堤 4 , 6 , 7 , 14 , 16 , 17 , 19 , 20 , 26 , 27の 1 , 28 , 29の一部, 30の一部

同 字又右衛門田 5 , 8 , 9 , 11

同 字一枚上り 18 , 22の一部

同 字治兵工山 21の一部

同 字左工門田 23の一部, 24 , 25

及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の一部

#### 大字菅野谷別当に変更する区域

大字菅野谷字治兵工山 21の一部

同 字一枚上り 22の一部

大字菅野谷字佐工門田 23の一部

同 字新堤 27の 2 , 29の一部, 30の一部, 35から37まで

|           |                                              |
|-----------|----------------------------------------------|
| 大字菅野谷字扇田  | 31                                           |
| 同 字与惣左工門田 | 32                                           |
| 同 字太兵卫田   | 33                                           |
| 同 字惣左工門田  | 38の 1, 38の 2, 39, 40の 1, 40の 2, 42の 1, 42の 2 |
| 同 字寺道下    | 34                                           |
| 同 字砂押     | 47から49まで, 52, 54                             |
| 同 字寺道     | 50, 51, 68                                   |
| 同 字馬捨場    | 53                                           |

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部

#### 大字菅野谷字下ノ町に変更する区域

|          |                                  |
|----------|----------------------------------|
| 大字菅野谷字別当 | 62の一部                            |
| 同 字弥吉山   | 63から66まで, 114, 115, 121, 122     |
| 同 字川底    | 116から119まで, 141, 142, 146        |
| 同 字仁左工門田 | 120, 123                         |
| 同 字仁右工門田 | 138から140まで, 147, 148             |
| 同 字井戸傍   | 136, 137, 150から152まで, 155から157まで |
| 同 字ガリメキ  | 143から145まで                       |
| 同 字孫右工門田 | 149, 153, 154                    |

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部

#### 大字菅野谷字弁天に変更する区域

|           |                       |
|-----------|-----------------------|
| 大字菅野谷字山ノ神 | 908の一部, 1032の一部, 1038 |
| 同 字弁天八升発勺 | 1031                  |
| 同 字塙田     | 1039から1041まで          |
| 同 字松下五升苗  | 1042                  |
| 同 字松ノ下八升苗 | 1043                  |
| 同 字広町     | 1044, 1045, 1047      |

#### 大字菅野谷字五郎左工門田

|          |                          |
|----------|--------------------------|
| 同 字忠兵卫田  | 1049, 1050               |
| 同 字源右工門田 | 1051), 1052), 1053, 1054 |
| 同 字行屋下   | 1055, 1056               |
| 同 字壱田    | 1066                     |
| 同 字上ノ町   | 1067の 1                  |
| 同 字クトロキ  | 1068から1072まで             |
| 同 字小橋本   | 1073の 1, 1074の 1         |

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部

#### 大字菅野谷字高野に変更する区域

|           |                           |
|-----------|---------------------------|
| 大字菅野谷字トリ目 | 873                       |
| 同 字四ツヲサ   | 874の一部                    |
| 同 字向カリメキ  | 875の一部                    |
| 同 字力チ田    | 880から882まで, 887, 903, 904 |

|             |                      |
|-------------|----------------------|
| 大字菅野谷字市兵エ田上 | 883                  |
| 同 字市兵エ田     | 884                  |
| 同 字い当ろき     | 885                  |
| 同 字買場       | 886                  |
| 同 字ガリメキ     | 888, 890, 892から895まで |
| 同 字上カチ田     | 889                  |
| 同 字源右エ門畑下   | 899から902まで           |
| 同 字関下四舂苗    | 905                  |
| 同 字山ノ神六升苗   | 906                  |
| 同 字山ノ神      | 908の一部, 1032の一部      |
| 同 字下カチ田     | 909, 910             |
| 同 字尻        | 912                  |
| 同 字尻クジ      | 913                  |
| 同 字高野四升苗    | 917                  |
| 同 字弁天       | 1025の一部              |

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

#### 大字菅野谷字姥神に変更する区域

|            |                        |
|------------|------------------------|
| 大字菅野谷字忠兵エ田 | 849の 1                 |
| 同 字タリ川     | 850の 1, 851の 1, 851の 2 |
| 同 字宿下      | 852                    |
| 同 字舞台      | 855                    |
| 同 字馬クソ田    | 857, 860               |
| 同 字治兵エ田    | 858                    |
| 同 字竹下五舂苗   | 859                    |
| 同 字三枚ヲサ    | 861                    |
| 同 字一枚上り    | 862, 866               |
| 同 字井戸向     | 863から865まで             |
| 同 字竹ノ下     | 867, 868               |
| 同 字四ツヲサ    | 869, 874の一部            |
| 同 字向カリメキ   | 875の一部, 877, 878       |
| 同 字二階      | 876                    |

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

#### 大字菅野谷字中谷津に変更する区域

|             |                 |
|-------------|-----------------|
| 大字菅野谷字太左エ門田 | 730)<br>731)の一部 |
| 同 字鍬貫谷      | 779の一部          |
| 同 字曲り松      | 782の一部          |
| 同 字中谷ツ五舂苗   | 783, 784        |
| 同 字三トリ      | 785)<br>786)    |
| 同 字八百田      | 789, 790        |

大字菅野谷字中谷四舂発勺 791

|            |                                                  |
|------------|--------------------------------------------------|
| 大字菅野谷字八百田下 | 792                                              |
| 同 字一枚上り    | 798                                              |
| 同 字出崎      | 799                                              |
| 同 字太右工門田   | 800の一部, 801                                      |
| 同 字小山下     | 802, 803                                         |
| 同 字山下      | 812から814まで, 821                                  |
| 同 字惣兵工田    | 804, <sup>805</sup> <sub>806</sub> , 807, 808の 1 |
| 同 字源右工門田   | 809の 1, 810, 811                                 |
| 同 字長町      | 815から820まで                                       |

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

大字菅野谷字枝谷津に変更する区域

|            |                                   |
|------------|-----------------------------------|
| 大字菅野谷字早稲田下 | 729                               |
| 同 字太左工門田   | <sup>730</sup> <sub>731</sub> の一部 |
| 同 字太右工門田   | 800の一部                            |

及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部

大字菅野谷字上谷津に変更する区域

|           |               |
|-----------|---------------|
| 大字菅野谷字上谷ツ | 744, 747, 780 |
| 同 字伊勢田    | 770, 771      |
| 同 字上谷津    | 745           |
| 同 字枝谷津    | 746           |
| 同 字定使面    | 777, 778      |
| 同 字鍬貫谷    | 779の一部        |
| 同 字直右工門田  | 781           |
| 同 字曲り松    | 782の一部        |

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

茨城県告示第637号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条及び第82条の規定に基づき、事業の変更の届け出を受理したので、同法第78条及び第85条の規定により告示する。

平成12年 5 月15日

茨城県知事 橋 本 昌

| 指定時の事業者の<br>名 称 | 指定時の事業所の<br>名 称    | 指定時の事業所の<br>所 在 地      | サービ<br>ス<br>の<br>種<br>類<br>等 | 変 更 事 項                                      | 変 更<br>年<br>月<br>日 |
|-----------------|--------------------|------------------------|------------------------------|----------------------------------------------|--------------------|
| 株式会社 菅沼薬局       | スガヌマ介護支援センター       | 岩井市岩井4443              | 居宅介護支援                       | (事業所の所在地)<br>岩井市岩井4443スガヌマ薬局内                | 平成12年<br>4月1日      |
| 社会福祉法人<br>恒勝会   | ライフピア居宅介護<br>支援事業所 | 水戸市青柳町3796番地           | 居宅介護支援                       | (事業所の所在地)<br>水戸市大工町1丁目<br>1番8号阿久井大工<br>町ビル2階 | 平成12年<br>4月1日      |
| 社会福祉法人<br>慈永会   | 穴戸苑居宅介護支援<br>事業所   | 西茨城郡茨城町大字橋<br>爪462番地の1 | 居宅介護支援                       | (事業所の名称)<br>穴戸苑指定居宅介護<br>支援事業所               | 平成12年<br>4月1日      |

| 指定時の事業者の<br>名 称       | 指定時の事業所の<br>名 称                | 指定時の事業所の<br>所 在 地          | サービ<br>ス<br>の<br>種<br>類<br>等 | 変 更 事 項                                  | 変 更<br>年<br>月<br>日 |
|-----------------------|--------------------------------|----------------------------|------------------------------|------------------------------------------|--------------------|
| 社会福祉法人 取手<br>市社会福祉協議会 | 社会福祉法人 取手<br>市社会福祉協議会          | 取手市5139番地                  | 居宅介護支<br>援                   | (事業所の所在地)<br>取手市寺田5139番地                 | 平成12年<br>4月1日      |
| 社会福祉法人<br>白十字会        | 牛堀訪問看護指定居<br>宅介護支援事業所          | 行方郡牛堀町<br>上戸350 - 1        | 居宅介護支<br>援                   | (事業所の所在地)<br>行方郡麻生町<br>麻生3298 - 6        | 平成12年<br>4月1日      |
| 社会福祉法人<br>聖明福祉会       | ケアプランセンター<br>桂                 | 東茨城郡桂村阿波山<br>38 - 4 桂村商工会館 | 居宅介護支<br>援                   | (事業所の所在地)<br>東茨城郡桂村<br>高根台 1 - 53        | 平成12年<br>4月1日      |
| 社会福祉法人<br>克仁会         | 恵苑 ホームヘルプ<br>サービス事業所           | ひたちなか市<br>烏ヶ台11835 - 2     | 訪問介護                         | (事業所の名称)<br>恵苑ホームヘルプ<br>サービスステーション       | 平成12年<br>4月1日      |
| 有限会社 まくらが             | ヘルパーステーショ<br>ンまくらが             | 古河市三杉町一丁目<br>1番34号         | 訪問介護                         | (事業所の所在地)<br>古河市雷電町<br>11番19号            | 平成12年<br>4月1日      |
| 柴田タクシー<br>有限会社        | シルバーライフ<br>サポート木の実             | 多賀郡十王町<br>友部東 2 - 1 - 19   | 訪問介護                         | (事業者の名称)<br>有限会社 シルバー<br>ライフサポート 木<br>の実 | 平成12年<br>4月1日      |
| 株式会社<br>メドウェル         | さくらホームヘルプ<br>サービス              | 土浦市神立町<br>中央 5 - 4 - 20    | 訪問介護                         | (事業所の名称)<br>ヘルパーステーショ<br>ンさくら            | 平成12年<br>4月1日      |
| 社会福祉法人<br>西山苑         | 訪問介護事業所<br>にしやま                | 常陸太田市<br>木崎二町937           | 訪問介護                         | (事業所の名称)<br>訪問介護 西山苑                     | 平成12年<br>4月1日      |
| 社会福祉法人<br>西山苑         | デイサービスセンター<br>にしやま 通所介護<br>事業所 | 常陸太田市<br>木崎二町937           | 通所介護                         | (事業所の名称)<br>通所介護 西山苑                     | 平成12年<br>4月1日      |

## 茨城県告示第638号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により次の付保義務は消滅したので、同法第113条の2第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成12年 5月15日

茨城県知事 橋 本 昌

平成 8 年 4 月18日付，茨城県告示第499号

平成 8 年 4 月18日付，茨城県告示第500号

平成 8 年 4 月18日付，茨城県告示第501号

平成 8 年 4 月18日付，茨城県告示第502号

平成 8 年 4 月18日付，茨城県告示第503号

平成 8 年 4 月18日付，茨城県告示第504号

平成 8 年 4 月18日付，茨城県告示第505号

平成 8 年 4 月18日付，茨城県告示第506号

## 茨城県告示第639号

平成12年 4 月 3 日付けで，中根第三土地改良区から申請があった定款変更を，土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により平成12年 5 月 8 日認可した。

平成12年 5 月15日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第640号

平成12年 4 月12日付けで、大池田土地改良区から申請があった定款変更を、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により平成12年 5 月 9 日認可した。

平成12年 5 月15日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第641号

平成12年 4 月12日付けで、本戸土地改良区から申請があった定款変更を、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により平成12年 5 月 9 日認可した。

平成12年 5 月15日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第642号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成12年 5 月15日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成12年 5 月15日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 山内上小瀬線
- 3 道路の区域

| 区 間                            | 旧新の別 | 敷地の幅員   | 延 長  | 摘 要  |
|--------------------------------|------|---------|------|------|
| 那珂郡緒川村大字松之草字上河原<br>389番 1 地先から | 旧    | メートル    | メートル |      |
|                                |      | 最大 12.8 | 60   |      |
| 那珂郡緒川村大字松之草字上河原<br>406番地先まで    | 新    | 最大 21.6 | 60   | 現道拡幅 |
|                                |      | 最小 13.8 |      |      |

茨城県告示第643号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成12年 5 月15日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成12年 5 月15日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 山内上小瀬線
- 2 供用開始の区間 那珂郡緒川村大字松之草字上河原389番地 1 地先から  
那珂郡緒川村大字松之草字上河原406番地先まで
- 3 供用開始の期日 平成12年 5 月15日

## 茨城県告示第644号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成12年5月15日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成12年5月15日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 小場常陸大宮停車場線
- 2 供用開始の区間 那珂郡大宮町石沢字梶内1928番地1地先から  
那珂郡大宮町石沢字梶内1848番3地先まで
- 3 供用開始の期日 平成12年5月17日

## 茨城県告示第645号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成12年5月15日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 354号
- 3 区 間 岩井市岩井4461番から  
岩井市岩井4567番1まで

## 茨城県告示第646号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定に基づく日立市川尻観音前土地区画整理組合の設立については、次のとおり認可したので同法第21条第3項の規定により告示する。

平成12年5月15日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 組 合 の 名 称 日立市川尻観音前土地区画整理組合
- 2 事 業 施 行 期 間 自 平成12年5月15日  
至 平成19年3月31日
- 3 施 行 地 区 日立市川尻町字瀬ノ下、字寺ノ下、字天神谷、字観音前、字富士下の各一部
- 4 事 務 所 の 所 在 地 日立市助川町1丁目1番1号  
日立市役所内
- 5 設 立 認 可 の 年 月 日 平成12年5月15日
- 6 事 業 年 度 初年度は設立認可の日から3月31日まで  
次年度からは4月1日から翌年3月31日まで
- 7 公 告 の 方 法 日立市の指定掲示場に掲示

## 茨城県告示第647号

水戸市河和田2丁目土地区画整理組合の定款の変更については、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、次のとおり認可したので、同条第4項の規定により告示する。

平成12年5月15日

茨城県知事 橋 本 昌



## 1 定款を変更する組合

組 合 の 名 称 水戸市河和田 2 丁目土地区画整理組合

事 務 所 の 所 在 地 水戸市河和田 2 丁目1782番地の 1

事 業 施 行 期 間 自 平成 7 年 1 月19日

至 平成13年 3 月31日

施 行 地 区 水戸市河和田 2 丁目の一部

設 立 認 可 の 年 月 日 平成 7 年 1 月19日

2 変更認可の年月日 平成12年 5 月15日

## 茨城県告示第648号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第 1 項の規定に基づき、宿西土地区画整理組合の事業計画の変更については、次のとおり認可したので同条第 4 項の規定により告示する。

平成12年 5 月15日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 事業計画を変更する組合

組 合 の 名 称 宿西土地区画整理組合

事 務 所 の 所 在 地 つくば市大字大曾根3249番地 1 つくば市大穂庁舎内

事 業 施 行 期 間 自 平成 4 年10月12日

至 平成13年 3 月31日

施 行 地 区 つくば市大字蓮沼字北原，字花畑及び字タテタシの全部

つくば市大字蓮沼字池端，字中坪，字寿賀及び東田の各一部

つくば市大字大曾根字宿西，字吾妻，字タテタシ，字アツマ及び字タテダシの各一部

設 立 認 可 の 年 月 日 平成 4 年10月12日

2 変更認可の年月日 平成12年 5 月15日

## 茨城県告示第649号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第 1 項の規定に基づき、竜ヶ崎市川崎土地区画整理組合の定款及び事業計画の変更については、次のとおり認可したので同条第 4 項の規定により告示する。

平成12年 5 月15日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 定款及び事業計画を変更する組合

組 合 の 名 称 竜ヶ崎市川崎土地区画整理組合

事 業 施 行 期 間 自 平成 7 年12月 7 日

至 平成13年 3 月31日

施 行 地 区 龍ヶ崎市若柴町の一部，南中島町の一部

事 務 所 の 所 在 地 龍ヶ崎市寺後3710番地 龍ヶ崎市役所内

設 立 認 可 の 年 月 日 平成 7 年12月 7 日

2 変更認可の年月日 平成12年 5 月15日

## 茨城県告示第650号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第 1 項の規定に基づき、内原第 2 スワ土地地区画整理組合の定款及び事業計画の変更については、次のとおり認可したので同条第 4 項の規定により告示する。

平成12年 5 月15日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 定款及び事業計画を変更する組合

組 合 の 名 称 内原第 2 スワ土地地区画整理組合  
 施 行 期 間 自 平成11年 3 月25日  
 至 平成16年 3 月31日  
 施 行 地 区 内原町大字内原字スワ、字下坪の各一部  
 事 務 所 の 所 在 地 内原町大字内原1395 - 1  
 内原町役場内  
 設立認可の年月日 平成11年 3 月25日  
 2 変更認可の年月日 平成12年 5 月15日

~~~~~  
 (大規模小売店舗審議会)

茨城県大規模小売店舗審議会告示第26号

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則第 9 条の規定により次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1) 氏名又は名称及び住所 (2) 事業者にあつては、その事業の種類 (3) 略歴 (法人及び団体にあつては事業の沿革) (4) 意見を述べる理由」を記載した書面を添えて本日から 2 週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局（茨城県商工労働部商業流通課内）に到着するように提出してください。

平成12年 5 月15日

茨城県大規模小売店舗審議会
 委員長 宇 野 秀

1 届 出 者 の 氏 名 又 は 名 称 株式会社 三喜
 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 サンキ 下館店
 下館市二木成弁天950 - 1 外
 3 現 在 の 店 舗 面 積 1,400㎡
 4 増 加 し よ う と す る 店 舗 面 積 432㎡
 5 店 舗 面 積 を 増 加 す る 日 平成12年10月27日

茨城県大規模小売店舗審議会告示第27号

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則第 9 条の規定により次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1) 氏名又は名称及び住所 (2) 事業者にあつては、その事業の種類 (3) 略歴 (法人及び団体にあつては事業の沿革) (4) 意見を述べる理由」を記載した書面を添えて本日から 2 週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局（茨城県商工労働部商業流通課内）に到着するように提出してください。

平成12年 5 月15日

茨城県大規模小売店舗審議会

委員長 宇 野 秀

- | | |
|----------------------|-------------------------|
| 1 届出者の氏名又は名称 | 株式会社 ランドロームジャパン |
| 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 | 大竹ビル
龍ヶ崎市貝原塚町字清水1482 |
| 3 現在の閉店時刻 | 午後9時 |
| 4 繰下げ後の閉店時刻 | 午後10時 |
| 5 閉店時刻の繰下げを行う年月日 | 平成12年 5 月31日 |

茨城県大規模小売店舗審議会告示第28号

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則第9条の規定により次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1) 氏名又は名称及び住所 (2) 事業者にあつては、その事業の種類 (3) 略歴 (法人及び団体にあつては事業の沿革) (4) 意見を述べる理由」を記載した書面を添えて本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局 (茨城県商工労働部商業流通課内) に到着するように提出してください。

平成12年 5 月15日

茨城県大規模小売店舗審議会

委員長 宇 野 秀

- | | |
|----------------------|----------------------------------|
| 1 届出者の氏名又は名称 | 株式会社 ランドロームジャパン |
| 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 | ムラコシビル
龍ヶ崎市別所町打越字383, 389 - 1 |
| 3 現在の閉店時刻 | 午後9時 |
| 4 繰下げ後の閉店時刻 | 午後10時 |
| 5 閉店時刻の繰下げを行う年月日 | 平成12年 5 月31日 |

茨城県大規模小売店舗審議会告示第29号

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則第9条の規定により次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1) 氏名又は名称及び住所 (2) 事業者にあつては、その事業の種類 (3) 略歴 (法人及び団体にあつては事業の沿革) (4) 意見を述べる理由」を記載した書面を添えて本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局 (茨城県商工労働部商業流通課内) に到着するように提出してください。

平成12年 5 月15日

茨城県大規模小売店舗審議会

委員長 宇 野 秀

- | | |
|----------------------|------------------------------------------------|
| 1 届出者の氏名又は名称 | 株式会社 高喜 |
| 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 | タイヨー・コーキ竜ヶ崎店
龍ヶ崎市川原代町字文間通5588番1の一部, 3, 4, 5 |
| 3 現在の店舗面積 | 496m ² |
| 4 増加しようとする店舗面積 | 267m ² |

5 店 舗 面 積 を 増 加 す る 日 平成12年 9 月25日

1 届 出 者 の 氏 名 又 は 名 称 株式会社 タイヨー

2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 タイヨー・コーキ竜ヶ崎店
龍ヶ崎市川原代町字文間通5588番 1 の一部, 3, 4, 5

3 現 在 の 店 舗 面 積 496㎡

4 増 加 し よ う と す る 店 舗 面 積 502㎡

5 店 舗 面 積 を 増 加 す る 日 平成12年 9 月25日

公 告

茨城県公文書の開示に関する条例の運用状況

茨城県公文書の開示に関する条例（昭和61年茨城県条例第 2 号）第15条の規定により、平成11年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成12年 5 月15日

茨城県知事 橋 本 昌

1 開示請求の状況

(1) 開示請求の件数 5,647件

(2) 開示請求の実施機関別内訳

区 分		件 数
知 事 部 局	部 外	42
	総 務 部	35
	企 画 部	19
	生 活 環 境 部	58
	保 健 福 祉 部	327
	商 工 労 働 部	3
	農 林 水 産 部	15
	土 木 部	3,435
	出 納 事 務 局	-
	小 計	3,934
企 業 局	-	
教 育 委 員 会	1,713	
選 挙 管 理 委 員 会	-	
監 査 委 員 会	-	
人 事 委 員 会	-	
地 方 労 働 委 員 会	-	
収 用 委 員 会	-	
茨 城 海 区 漁 業 調 整 委 員 会	-	

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会	-
内水面漁場管理委員会	-
計	5,647

2 開示請求の処理状況

- (1) 開示決定の件数 4,603件
(2) 部分開示決定の件数 979件
(3) 非開示決定の件数 36件
(4) その他（不存在，取下げ等） 29件

3 不服申立てに関する事項（カッコ内は前年度からの継続分を外数）

- (1) 異議申立ての件数 - 件（ 6 件）
(2) 異議申立ての処理状況
ア 却下決定の件数 - 件（ 3 件）
イ 棄却決定の件数 - 件（ 5 件）
ウ 全部認容決定の件数 - 件（ 2 件）
エ 一部認容決定の件数 - 件（ 3 件）
オ 取下げ - 件（ 0 件）
カ 審理中 - 件（ 0 件）

注）異議申立ての件数と処理状況の件数との相違は，1 件の異議申立てから複数の決定がなされていることから生じているものです。

~~~~~

特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第10号及び第11号に掲げる書類は、平成12年6月28日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成12年5月15日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 申請のあった年月日

平成12年4月22日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 茨城県精神障害地域ケア研究会

## 3 代表者の氏名

吉 田 昭 久

## 4 主たる事務所の所在地

茨城県水戸市見川1丁目1183番地の2

## 5 定款に記載された目的

この法人は、精神障害を有する者及び精神障害者の地域生活支援に関わる活動に取り組んでいる個人及び団体に対して、その活動に関する調査研究や教育研修、情報提供活動等を行い、地域に即した精神保健福祉の活動基盤の

充実を図り、もってノーマライゼーションの実現に寄与することを目的とする。

1 申請のあった年月日

平成12年 4 月27日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 国際交流日本語協会

3 代表者の氏名

飯 田 豊

4 主たる事務所の所在地

茨城県水戸市宮町 2 丁目 3 番36号 久米ビル

5 定款に記載された目的

この法人は、広く世界の人々に対して、日本語教育を通じての国際交流を図り、海外への教育支援、在留外国人の日本語教育、国際親善を推進するための文化交流に関する事業を行い、もって日本と諸外国との友好関係の発展に寄与することを目的とする。

漁船損害等補償法施行令に基づく発起届

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第5条第3項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成12年 5 月15日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出事項

|                               |       |                                  |
|-------------------------------|-------|----------------------------------|
| 発起人の住所及び氏名                    | 加 入 区 | 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする<br>漁業協同組合 |
| 行方郡玉造町西蓮寺189<br>理 崎 四 郎 外 2 名 | 玉 造   | 玉造漁業協同組合                         |

2 指定漁船調書縦覧

(1) 縦覧期間

平成12年 5 月15日から平成12年 5 月29日まで

(2) 縦覧場所

|       |                            |
|-------|----------------------------|
| 加 入 区 | 縦 覧 場 所                    |
| 玉 造   | 行方郡玉造町甲125 - 8<br>玉造漁業協同組合 |

開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成12年 5 月15日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
ひたちなか市高場字縄手下2380番, 2381番, 2382番, 2383番, 2384番, 2385番
- 2 事業主の住所及び氏名  
ひたちなか市大字高場330番地  
株式会社 セイブハウジング  
代表取締役 宮 崎 隆 記

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
ひたちなか市勝倉字大房地2637番 7, 同番 8, 2638番15, 同番16, 同番17, 同番18, 同番19, 同番20, 同番21, 同番22
- 2 事業主の住所及び氏名  
ひたちなか市大字勝倉897番地  
武 石 定 男

## 道路の位置の指定

建築基準法 (昭和25年, 法律第201号) 第42条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成12年 5 月15日

茨城県知事 橋 本 昌

| 指定番号              | 指定年月日         | 申 請 者                          |                      | 道 路 の 位 置              | 道路幅員及び延長     |               |
|-------------------|---------------|--------------------------------|----------------------|------------------------|--------------|---------------|
|                   |               | 氏 名                            | 住 所                  |                        | 幅 員          | 延 長           |
| 鹿総建指指令<br>第 159 号 | 平成12年 5 月 1 日 | (株)新鹿島地<br>所<br>代表取締役<br>大崎 治男 | 鹿嶋市鉢形台<br>1 丁目11番地11 | 鹿嶋市大字林<br>字向地1059 - 16 | メートル<br>4.50 | メートル<br>96.23 |

( 警 察 本 部 )

## 落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成12年 5 月15日

茨城県警察本部長 玉 井 篤 雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
茨城県警察本部庁舎 L A N 運用管理業務一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
警察本部警務部会計課  
水戸市笠原町978番 6
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成12年 3 月31日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社東電通茨城支店

茨城県水戸市笠原町1220番地

5 随意契約に係る契約金額

56,542,500円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 理由

地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号

~~~~~  
(監 査 委 員)

茨城県監査委員公告第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、定期監査結果に基づき講じた措置について、茨城県知事より通知があったので、次のとおり公表する。

平成12年 5 月15日

茨城県監査委員 潮 田 龍 雄
同 大 高 道 夫
同 内 海 光 久
同 鈴 木 恒 寛

監査対象機関名 生 活 環 境 部 環 境 政 策 課	監査実施年月日 平成11年 9 月 3 日
<p>監査の結果</p> <p>財務に関する事務の執行は、次の指摘事項を除き適正に処理されたものと認める。</p> <p>筑波山ブナ林保護対策工事において、不適切な理由による 1 者随意契約を行っていたのは適切でない。</p>	
<p>上記に対する措置状況</p> <p>今後は、施行箇所が近接している工事を発注する場合であっても、法令等に基づき、入札等適正な方法により契約手続きを行うこととしました。</p>	

監査対象機関名 生 活 環 境 部 廃 棄 物 対 策 課	監査実施年月日 平成11年 9 月22日
<p>監査の結果</p> <p>財務に関する事務の執行は、次の指摘事項を除き適正に処理されたものと認める。</p> <p>ごみ焼却施設整備事業補助金の交付事務において、補助金交付要項の制定前に補助金交付申請書を受理し、また、補助金交付要項の制定及び交付決定事務が大幅に遅延したのは適切でない。</p>	
<p>上記に対する措置状況</p> <p>補助金の交付事務を習熟し、適切な事務執行に努める。</p> <p>なお、平成11年度の交付事務については、監査の指摘を踏まえ、次のとおり事務を改善した。</p> <p>交付要項制定 平成11年 9 月 6 日 内示通知 平成11年 9 月 9 日</p> <p>また、平成12年度の交付事務については、年度当初に補助要項の制定及び補助内示を行い円滑な事務の執行に努めることとした。</p>	

監査対象機関名 商 工 労 働 部 工 業 技 術 課	監査実施年月日 平成11年 9月28日
<p>監査の結果</p> <p>財務に関する事務の執行は、次の指摘事項を除き適正に処理されたものと認める。</p> <p>委託料の概算払いにおいて、支出額の誤り及び請求書類に不備があったことは適切でない。</p>	
<p>上記に対する措置状況</p> <p>指摘を受けた経費の支払い等に当たっては、細心の注意を払って行っておりますが、なお一層留意するとともに組織的なチェックを十分行い適正な事務処理に努めることとした。</p>	

監査対象機関名 商 工 労 働 部 労 政 課	監査実施年月日 平成11年 9月29日
<p>監査の結果</p> <p>財務に関する事務の執行は、次の指摘事項を除き適正に処理されたものと認める。</p> <p>茨城県立中小企業福祉センター管理委託契約書及び公金徴収事務委託契約書の自動更新は認められないので改めること。</p>	
<p>上記に対する措置状況</p> <p>平成11年度中に適正な条文による契約を締結した。</p>	

監査対象機関名 保 健 福 祉 部 高 齢 福 祉 課	監査実施年月日 平成11年 9月24日
<p>監査の結果</p> <p>財務に関する事務の執行は、次の指摘事項を除き適正に処理されたものと認める。</p> <p>福祉機器展開催事業費補助金の確定事務が大幅に遅れ、また、内示前に一部事業が完了していたことは適切でない。</p>	
<p>上記に対する措置状況</p> <p>指摘を受けた福祉機器展開催事業費補助金については、事業の実施内容・計画・実施時期等について十分な協議を行うとともに、補助金交付事務の遅延がないよう執行管理を十分に行い、「茨城県補助金等交付規則」を遵守し適正な事務処理に努めることとした。</p>	

監査対象機関名 土 木 部 道 路 建 設 課	監査実施年月日 平成11年10月 8日
<p>監査の結果</p> <p>財務に関する事務の執行は、次の指摘事項を除き適正に処理されたものと認める。</p> <p>1 国補道路橋梁改築工事に係る設計積算業務において、舗装取り壊し費用の積算もれにより、220,500円の過小設計となっていたのは適切でない。</p> <p>2 国補道路橋梁下部工事に係る設計積算業務において、汚泥処理数量の積算誤りにより、1,554,000円の過小設計となっていたのは適切でない。</p>	
<p>上記に対する措置状況</p> <p>設計を実施した事務所に対し、平成11年11月 1日付けの文書にて、今後の事務執行に際しなお一層慎重に行うよう指導するとともに、当課担当者及び事務所にチェック体制の強化を指示し、設計審査の徹底を図った。</p>	

監査対象機関名 土 木 部 住 宅 課	監査実施年月日 平成11年10月 8 日
<p>監査の結果</p> <p>財務に関する事務の執行は、次の指摘事項を除き適正に処理されたものと認める。</p> <p>入居証明書発行に係る現金取扱において、未使用の領収証書 3 枚及び領収証書（控）の一部が紛失していたこと、また、現金取扱員以外の者に行わせていたのは適切でない。</p>	
<p>上記に対する措置状況</p> <p>指摘を受けた事項については、「茨城県財務規則」及び「茨城県財務規則の解釈及び運用について」の定めを遵守し、併せてその領収書の管理保管について遺漏なきように最善を尽くすこととし、事務処理の徹底を図った。</p>	

監査対象機関名 出 納 事 務 局	監査実施年月日 平成11年10月27日
<p>監査の結果</p> <p>財務に関する事務の執行は、次の指摘事項を除き適正に処理されたものと認める。</p> <p>鉾田合同庁舎ほか 3 箇所における財務会計オンラインシステム LAN 工事において、予算令達が大幅に遅延したため、工事が契約に先行して実施されるなど事務処理がすべて事後となったのは適切でない。</p>	
<p>上記に対する措置状況</p> <p>指摘を受けた事務の執行については、今後このようなことが起こらないよう、適正な事務処理に努めることとした。</p>	

茨城県監査委員公告第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、財政的援助団体等の監査結果に基づき講じた措置について、茨城県知事及び茨城県教育委員会委員長により通知があったので、次のとおり公表する。

平成12年 5月15日

茨城県監査委員 潮 田 龍 雄
同 大 高 道 夫
同 内 海 光 久
同 鈴 木 恒 寛

監査対象機関名 財 団 法 人 茨 城 県 看 護 教 育 財 団	監査実施年月日 平成11年10月21日
<p>監査の結果</p> <p>出資及び補助金に係る出納その他の事務の執行は、次の指摘事項を除き適正に処理されたものと認める。</p> <p>空調機器設備保守点検業務委託及びブラインド取付け及び修繕工事契約において、不適切な理由による 1 者随意契約を行っていたのは適切でない。</p>	
<p>上記に対する措置状況</p> <p>指摘を受けた事項については、茨城県財務規則に準じた経理処理を行うこととしている財団法人茨城県看護教育財団会計規則に基づき、今後は、随意契約を締結する際においても 2 者以上から見積りを徴して契約を行い、適正価格及び手続きの透明性を確保するよう改善を指導した。</p>	

監査対象機関名 社会福祉法人 茨城県社会福祉事業団	監査実施年月日 平成11年10月21日
<p>監査の結果</p> <p>出資及び補助金等に係る出納その他の事務の執行は、次の指摘事項を除き適正に処理されたものと認める。</p> <p>郵便切手について、多量に保有しているにもかかわらず年度末において、大量購入していたことは適切でない。</p>	
<p>上記に対する措置状況</p> <p>監査後は、必要に応じた適切な切手購入に努め、また、管理を適正に行うよう指導を行った。</p>	

監査対象機関名 財団法人 茨城県教育財団	監査実施年月日 平成11年10月26日
<p>監査の結果</p> <p>出資及び補助金等に係る出納その他の事務の執行は、次の指摘事項を除き適正に処理されたものと認める。</p> <p>遺跡表土除去及び伐開工事において、落札決定後5日以内に請負契約を締結しなかったのは適切でない。</p>	
<p>上記に対する措置状況</p> <p>指摘を受けた事項については、直ちに所属内研修を実施し、財務規則の再学習を行い、今後このようなことが起こらぬよう、契約事務の適切な処理に努めることとした。</p> <p>なお、今後の適正な会計事務の執行を図るため、管理事務所を含めた会計事務担当者研修会を実施した。</p>	

~~~~~

正 誤

平成12年 4月27日付け茨城県報第1155号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 行  | 誤  | 正  |
|-----|----|----|----|
| 1   | 13 | 指定 | 設定 |

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)